

利用者 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

利用者 : \_\_\_\_\_ 様

合同会社 CanVas

事業者 : 訪問看護ステーション キャンバス

## 重要事項説明書 指定訪問看護・介護予防訪問看護

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく質問してください。

### 1 指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 CanVas
代表者氏名	水谷 栄喜
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県姫路市東山 157-6 (TEL : 070-3258-6265)
法人設立年月日	令和3年7月9日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション キャンバス
事業所番号	2864091158
事業所所在地	兵庫県姫路市八家 1290-1
連絡先	TEL : 079-280-4581 FAX : 079-280-4582
管理者	水谷 栄喜
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の通常の事業の実施地域	姫路市（家島を除く）、高砂市、加古川市、加古郡播磨町・稲美町、加西市、神崎郡福崎町、市川町、たつの市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態と認定されたご利用者様に対し、居宅で自立した日常生活が送れるように支援することを目的に訪問看護のサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の身体的・精神的状態に応じた適切な訪問看護サービスを24時間体制で提供します。訪問看護のサービス提供にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努めます。また、ご利用者様の主体性を尊重し、地域の保険医療・福祉などの関係機関との連携を図り、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
定休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日） ※台風・大雨・大雪などによる災害の発生が予測され警報が発令された場合に、臨時休業する可能性がございます

#### (4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護・介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護・介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護・介護予防訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護・介護予防訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、訪問看護・介護予防支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	常勤 1名
看護職員 (看護師)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、指定訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	常勤 3名 非常勤 6名
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）計画に基づき、指定訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）のサービスを提供する。</li> <li>2 訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）報告書を作成します。</li> </ol>	常勤 1名 非常勤 1名
作業療法士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）計画に基づき、指定訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）のサービスを提供する。</li> <li>2 訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリテーション）報告書を作成します。</li> </ol>	常勤 2名 非常勤 1名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li> </ol>	常勤 2名 非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護・介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成した居宅サービス・介護予防サービス支援計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成します。
訪問看護・介護予防訪問看護の提供	訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護を提供します。

(2) 職員の禁止行為

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供  
(主治医からの指示以外の看護業務の提供は法的違法に当たるため、契約者以外の看護ケアや援助については、責任を負いかねます)
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定訪問看護の場合（要介護）

サービス提供時間帯		サービス提供時間数	20分未満				
			基本単位	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	314	3,205円	321円	641円	962円	
	准看護師	283	2,889円	289円	578円	867円	
早朝/夜間	看護師	393	4,012円	402円	803円	1,204円	
	准看護師	354	3,614円	362円	723円	1,085円	
深夜	看護師	471	4,808円	481円	962円	1,443円	
	准看護師	425	4,339円	434円	868円	1,302円	
			30分未満				
昼間	看護師	471	4,808円	481円	962円	1,443円	
	准看護師	424	4,329円	433円	866円	1,299円	
早朝/夜間	看護師	589	6,013円	602円	1,203円	1,804円	
	准看護師	530	5,411円	542円	1,083円	1,624円	
深夜	看護師	707	7,218円	722円	1,444円	2,166円	
	准看護師	636	6,493円	650円	1,299円	1,948円	
			30分以上1時間未満				
昼間	看護師	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円	
	准看護師	741	7,565円	757円	1,513円	2,270円	
早朝/夜間	看護師	1,029	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円	
	准看護師	926	9,454円	946円	1,891円	2,837円	
深夜	看護師	1,235	12,609円	1,261円	2,522円	3,783円	
	准看護師	1,112	11,353円	1,136円	2,271円	3,406円	
			1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円	
	准看護師	1,015	10,363円	1,037円	2,073円	3,109円	
早朝/夜間	看護師	1,410	14,396円	1,440円	2,880円	4,319円	
	准看護師	1,269	12,956円	1,296円	2,592円	3,887円	
深夜	看護師	1,692	17,275円	1,728円	3,455円	5,183円	
	准看護師	1,523	15,549円	1,555円	3,110円	4,665円	
			20分未満				
昼間	理学療法士・作業療法士等 (週120分まで)	294	3,001円	301円	601円	901円	
		20分以上40分未満					
		588	6,003円	601円	1201円	1,801円	
		40分以上1時間未満					
		795	8,116円	812円	1,624円	2,435円	

介護予防訪問看護の場合 (要支援)

サービス提供時間数 サービス提供時間帯		20分未満				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	303	3,093円	310円	619円	928円
	准看護師	273	2,787円	279円	558円	837円
早朝/夜間	看護師	379	3,869円	387円	774円	1,161円
	准看護師	341	3,481円	349円	697円	1,045円
深夜	看護師	455	4,645円	465円	929円	1,394円
	准看護師	410	4,186円	419円	838円	1,256円
		30分未満				
昼間	看護師	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	准看護師	406	4,145円	415円	829円	1,244円
早朝/夜間	看護師	564	5,758円	576円	1,152円	1,728円
	准看護師	508	5,186円	519円	1,038円	1,556円
深夜	看護師	677	6,912円	692円	1,383円	2,074円
	准看護師	609	6,217円	622円	1,244円	1,866円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	准看護師	715	7,300円	730円	1,460円	2,190円
早朝/夜間	看護師	993	10,138円	1,014円	2,028円	3,042円
	准看護師	894	9,127円	913円	1,826円	2,739円
深夜	看護師	1,191	12,160円	1,216円	2,432円	3,648円
	准看護師	1,073	10,955円	1,096円	2,191円	3,287円
		1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	准看護師	981	10,016円	1,002円	2,004円	3,005円
早朝/夜間	看護師	1,363	13,916円	1,392円	2,784円	4,175円
	准看護師	1,226	12,517円	1,252円	2,504円	3,756円
深夜	看護師	1,635	16,693円	1,670円	3,339円	5,008円
	准看護師	1,472	15,029円	1,503円	3,006円	4,509円
		20分未満				
昼間	理学療法士・ 作業療法士等 (週120分まで)	284	2,899円	290円	580円	870円
		20分以上40分未満				
		568	5,799円	580円	1,160円	1,740円
		40分以上1時間未満				
		426	4,349円	435円	870円	1,305円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

- ※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス・介護予防サービス計画及び訪問看護・介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て居宅サービス・介護予防サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護・介護予防訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、

当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護・介護予防訪問看護の提供となります。

#### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円	1月に1回
初回訪問加算(Ⅰ)	350	3,573円	358円	715円	1,072円	退院日に訪問した場合 初回のみ
初回訪問加算(Ⅱ)	300	3,063円	307円	613円	919円	初回のみ
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,552円	256円	511円	766円	
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	2,593円	259円	519円	778円	複数の看護師等が同時に 実施した場合 30分未満(1回につき)
	402	4,104円	411円	821円	1,232円	複数の看護師等が同時に 実施した場合 30分以上(1回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,052円	206円	411円	616円	看護師等が看護補助者と 同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
	317	3,236円	324円	648円	971円	看護師等が看護補助者と 同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,063円	306円	613円	919円	1回につき
ターミナルケア加算	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円	永眠時のみ
看護・介護職員連携強化加算	250	2,552円	256円	511円	766円	1月に1回
退院時共同指導加算	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円	退院・退所につき1回
加算	加算割合					
処遇改善加算	総単位数 × 0.018					

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

※ 初回加算は新規に訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

別に厚生労働大臣が定めると別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続

陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合に算定します。

※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合、訪問看護・介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態であるものとは次の通りです。

- ① 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤール重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ② 急性増悪その他該当利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護ステーションが、喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合に算定します。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護・介護予防訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 処遇改善加算は、職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算です。

※ 地域区別の単価(7級地 10.21円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。

この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

## (5) 医療保険の場合

診療内容	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費 (月に初日の訪問)	7,670円	767円	1,534円	2,301円	月に1回
訪問看護管理療養費 (2日目以降の訪問)	3,000円	300円	600円	900円	1日につき
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日まで
	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降 (看護師の場合のみ)
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に同一建物居住者 2人への訪問)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日まで
	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降 (看護師の場合のみ)
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に同一建物居住者 3人以上9人以下への訪問)	2,780円	278円	556円	834円	週3日まで
	3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降 (看護師の場合のみ)
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に同一建物居住者 10人以上19人以下への訪問)	2,760円	276円	552円	828円	月20日目まで
	2,660円	266円	532円	798円	月21日目まで
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に同一建物居住者 20人以上49人以下への訪問)	2,710円	271円	542円	813円	月20日目まで
	2,610円	261円	522円	783円	月21日目まで
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に同一建物居住者 50人以上への訪問)	2,610円	261円	522円	783円	月20日目まで
	2,510円	251円	502円	753円	月21日目まで
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊時の訪問看護 30分～1時間)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中1回 (基準告示第2の1に規定する 疾病等は2回)
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	30分以上				
	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日まで
	6,550円	665円	1,310円	1,965円	週4日目以降
	30分未満				
	4,250円	425円	850円	1,275円	週3日まで
5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に同一建物居住者 2人への訪問)	30分以上				
	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日まで
	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降
	30分未満				
	4,250円	425円	850円	1,275円	週3日まで
5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に同一建物居住者 3人以上9人以下への訪問)	30分以上				
	2,780円	278円	556円	834円	週3日まで
	3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降
	30分未満				
	2,130円	213円	426円	639円	週3日まで
2,550円	255円	510円	765円	週4日目以降	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に同一建物居住者 10人以上19人以下への訪問)	30分以上				
	2,760円	276円	552円	828円	月20日目まで
	2,660円	266円	532円	798円	月21日目以降
	30分未満				
	2,110円	211円	422円	633円	月20日目まで
2,010円	201円	402円	603円	月21日目以降	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に同一建物居住者 20人以上49人以下への訪問)	30分以上				
	2,710円	271円	542円	813円	月20日目まで
	2,610円	261円	522円	783円	月21日目以降
	30分未満				
2,070円	207円	414円	621円	月20日目まで	

	1,970円	197円	394円	591円	月21日目以降
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に同一建物居住者 50人以上への訪問)	30分以上				
	2,610円	261円	522円	783円	月20日目まで
	2,510円	251円	502円	753円	月21日目以降
	30分未満				
	1,990円	199円	398円	597円	月20日目まで
	1,890円	189円	378円	567円	月21日目以降
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊時の訪問看護 30分～1時間)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中1回 (基準告示第2の1に規定 する疾病等は2回)
訪問看護ターミナルケア療養 費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
訪問看護ターミナルケア療養 費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,830円	183円	366円	549円	月1回
訪問看護物価対応料	60円	6円	12円	18円	月の初日の訪問
	20円	2円	4円	6円	月2日目以降の訪問
加 算					
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	月1回
特別管理加算あり重症度高	5,000円	500円	1,000円	1,500円	月1回
特別管理加算あり	2,500円	250円	500円	750円	月1回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	同一建物2人以下
	2,100円	210円	420円	630円	同一建物3人以上9人以下 月15日目まで
	1,900円	190円	380円	570円	同一建物3人以上9人以下 月16日目以降
	1,800円	180円	360円	540円	同一建物10人以上19人以下 月15日目まで
	1,300円	130円	260円	390円	同一建物10人以上19人以下 月16日目以降
	1,200円	120円	240円	360円	同一建物20人以上49人以下 月15日目まで
	950円	95円	190円	285円	同一建物20人以上49人以下 月16日目以降
	1,000円	100円	200円	300円	同一建物50人以上 月15日目まで
800円	80円	160円	240円	同一建物50人以上 月16日目以降	
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円	同一建物2人以下
	4,200円	420円	840円	1,260円	同一建物3人以上9人以下 月15日目まで
	4,000円	400円	800円	1,200円	同一建物3人以上9人以下 月16日目以降
	3,900円	390円	780円	1,170円	同一建物10人以上19人以下 月15日目まで
	2,300円	230円	460円	690円	同一建物10人以上19人以下 月16日目以降
	2,100円	210円	420円	630円	同一建物20人以上49人以下 月15日目まで
	1,500円	150円	300円	450円	同一建物20人以上49人以下 月16日目以降
	1,800円	180円	360円	540円	同一建物50人以上 月15日目まで
1,300円	130円	260円	390円	同一建物50人以上 月16日目以降	
難病等複数回訪問看護加算 精神科複数回訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に2回の場合 (同一建物2人以下)
	4,000円	400円	800円	1,200円	1日に2回の場合 (同一建物3人以上9人以下)
	3,700円	370円	740円	1,110円	1日に2回の場合 (同一建物10人以上19人以下)
	3,500円	350円	700円	1,050円	1日に2回の場合 (同一建物20人以上49人以下)
	3,300円	330円	660円	990円	1日に2回の場合 (同一建物50人以上)

難病等複数回訪問看護加算 精神科複数回訪問看護加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日に3回の場合 (同一建物2人以下)
	7,200円	720円	1,440円	2,160円	1日に3回の場合 (同一建物3人以上9人以下 月20日目まで)
	6,900円	690円	1,380円	2,070円	1日に3回の場合 (同一建物3人以上9人以下 月21日目以降)
	6,300円	630円	1,260円	1,890円	1日に3回の場合 (同一建物10人以上19人以下 月20日目まで)
	5,200円	520円	1,040円	1,560円	1日に3回の場合 (同一建物10人以上19人以下 月21日目以降)
	4,800円	480円	960円	1,440円	1日に3回の場合 (同一建物20人以上49人以下 月20日目まで)
	3,500円	350円	700円	1,050円	1日に3回の場合 (同一建物20人以上49人以下 月21日目以降)
	4,100円	410円	820円	1,230円	1日に3回の場合 (同一建物50人以上 月20日目まで)
	3,000円	300円	600円	900円	1日に3回の場合 (同一建物50人以上 月21日目以降)
複数名訪問看護加算 (看護師、理学療法士、 作業療法士と同行)	4,500円	450円	900円	1,350円	週1日を限度 (同一建物2人以下)
	4,000円	400円	800円	1,200円	週1日を限度 (同一建物3人以上9人以下)
	3,400円	340円	680円	1,020円	週1日を限度 (同一建物10人以上19人以下)
	3,000円	300円	600円	900円	週1日を限度 (同一建物20人以上49人以下)
	2,700円	270円	540円	810円	週1日を限度 (同一建物50人以上)
複数名訪問看護加算 (看護師等又は 看護補助者と同行)	3,000円	300円	600円	900円	週3日を限度 (同一建物2人以下)
	2,700円	270円	540円	810円	週3日を限度 (同一建物3人以上9人以下)
	2,100円	210円	420円	630円	週3日を限度 (同一建物10人以上19人以下)
	1,900円	190円	380円	570円	週3日を限度 (同一建物20人以上49人以下)
	1,600円	160円	320円	480円	週3日を限度 (同一建物50人以上)
複数名訪問看護加算 (看護師等又は 看護補助者と同行) ・別表7に該当する方 ・別表8に該当する方 ・特別訪問看護指示書が 発行されている方	3,000円	300円	600円	900円	1日に1回 (同一建物2人以下)
	2,700円	270円	540円	810円	1日に1回 (同一建物3人以上9人以下)
	2,100円	210円	420円	630円	1日に1回 (同一建物10人以上19人以下)
	1,900円	190円	380円	570円	1日に1回 (同一建物20人以上49人以下)
	1,600円	160円	320円	480円	1日に1回 (同一建物50人以上)
	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1日に2回 (同一建物2人以下)
	5,400円	540円	1,080円	1,620円	1日に2回 (同一建物3人以上9人以下)
	3,800円	380円	760円	1,140円	1日に2回 (同一建物10人以上19人以下)
	3,450円	345円	690円	1,035円	1日に2回 (同一建物20人以上49人以下)
3,300円	330円	660円	990円	1日に2回 (同一建物50人以上)	

複数名訪問看護加算 (看護師等又は 看護補助者と同行) ・別表7に該当する方 ・別表8に該当する方 ・特別訪問看護指示書が 発行されている方	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	1日に3回 (同一建物2人以下)
	9,000円	900円	1,800円	2,700円	1日に3回 (同一建物3人以上9人以下)
	5,500円	550円	1,100円	1,650円	1日に3回 (同一建物10人以上19人以下)
	4,800円	480円	960円	1,440円	1日に3回 (同一建物20人以上49人以下)
	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に3回 (同一建物50人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (看護師、作業療法士と同行)	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に1回 (同一建物2人以下)
	4,000円	400円	800円	1,200円	1日に1回 (同一建物3人以上9人以下)
	3,400円	340円	680円	1,020円	1日に1回 (同一建物10人以上19人以下)
	3,000円	300円	600円	900円	1日に1回 (同一建物20人以上49人以下)
	2,700円	270円	540円	810円	1日に1回 (同一建物50人以上)
	9,000円	900円	1,800円	2,700円	1日に2回 (同一建物2人以下)
	8,100円	810円	1,620円	2,430円	1日に2回 (同一建物3人以上9人以下)
	6,880円	688円	1,376円	2,064円	1日に2回 (同一建物10人以上19人以下)
	6,070円	607円	1,214円	1,821円	1日に2回 (同一建物20人以上49人以下)
	5,460円	546円	1,092円	1,638円	1日に2回 (同一建物50人以上)
	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	1日に3回以上 (同一建物2人以下)
	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円	1日に3回以上 (同一建物3人以上9人以下)
	11,050円	1,105円	2,210円	3,315円	1日に3回以上 (同一建物10人以上19人以下)
	9,750円	975円	1,950円	2,925円	1日に3回以上 (同一建物20人以上49人以下)
	8,770円	877円	1,754円	2,631円	1日に3回以上 (同一建物50人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (看護補助者と同行)	3,000円	300円	600円	900円	週1日を限度 (同一建物2人以下)
	2,700円	270円	540円	810円	週1日を限度 (同一建物3人以上9人以下)
	2,100円	210円	420円	630円	週1日を限度 (同一建物10人以上19人以下)
	1,900円	190円	380円	570円	週1日を限度 (同一建物20人以上49人以下)
	1,600円	160円	320円	480円	週1日を限度 (同一建物50人以上)
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1日
長時間精神科訪問看護加算	2,500円	250円	500円	750円	月1回
緊急訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	月14日目まで/1日につき
精神科緊急訪問看護加算	2,000円	200円	400円	600円	月15日目以降/1日につき
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	退院・退所につき1回
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	月1回
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	退院・退所につき1回
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	月1回
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	月2回
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	月1回
訪問看護医療情報連携加算	1,000円	100円	200円	300円	月1回

医療保険で1日4回目以降の訪問をご希望される場合

	9～18時	18～22時	22時～翌9時	年末年始
看護ケアなし	8,000円/時間	9,000円/時間	9,500円/時間	10,800円/時間
看護ケアあり	9,000円/時間	10,000円/時間	10,500円/時間	12,000円/時間

※ 交通費は事業所から片道5キロ以内1000円、片道5キロ以上2000円  
分単位でのご利用ではなく、1時間毎のご利用となります

(6) その他のサービスの加算料金

項目	基本料金
死後の処置料	20,000円

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は運営規程の定めに基づき、請求いたします。
-------	---

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、 その他の費用の請求方法等	ア	利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者か代理人宛にお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、 その他の費用の支払い方法等	ア	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、事業者指定口座への振り込みによりお支払い下さい。
	イ	お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。  
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。  
また、訪問看護・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護・要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成する「居宅サービス・介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者又はその家族の意向を踏まえて、「訪問看護・介護予防訪問看護計画」を作成します。  
なお、作成した「訪問看護・介護予防訪問看護計画」は、利用者又はその家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護・介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。

なお、「訪問看護・介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (5) 職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 7 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 厚生労働省の基準に基づき、記録は訪問時間内に記載いたします。
- ④ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ⑤ 提供した指定訪問看護・介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

## 8 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 9 心身の状況の把握

指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては、訪問看護・介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 10 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護・介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ送付します。

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。(担当者：管理者 水谷栄喜)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>

### 13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p><b>【家族等緊急連絡先①】</b></p>	<p>氏 名 <span style="float: right;">続柄</span></p> <p>住 所 〒            -</p> <p>電 話 番 号</p> <p>携 帯 電 話</p> <p>勤 務 先</p> <p>連絡対応可能時間</p>
<p><b>【家族等緊急連絡先②】</b></p>	<p>氏 名 <span style="float: right;">続柄</span></p> <p>住 所 〒            -</p> <p>電 話 番 号</p> <p>携 帯 電 話</p> <p>勤 務 先</p> <p>連絡対応可能時間</p>
<p><b>【主治医】</b></p>	<p>医療機関名</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>

#### 14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

[市町村（保険者）の窓口] 姫路市健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課	所在地 兵庫県姫路市安田4丁目1番地 電話番号 079-221-2923 ファックス番号 079-221-2925 受付時間 平日 8:35～17:20(12/29～1/3を除く)
[居宅支援事業所の窓口]	事業所名  電話番号  担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

#### 15 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護・介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

#### 16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 指定訪問看護・介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画を作成する者

氏名 水谷 栄喜 (連絡先: 079-280-4581)

(2) 提供予定の指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額  
(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月	～		有・無	円	円
火	～		有・無	円	円
水	～		有・無	円	円
木	～		有・無	円	円
金	～		有・無	円	円
土	～		有・無	円	円
日	～		有・無	円	円
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				円	円

(3) その他の費用

交通費の有無	有・無	円
--------	-----	---

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護・介護予防訪問看護に係る利用者又はその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・ 苦情又は相談があった場合は、原則として管理者が対応する。  
管理者が対応できなかった場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。
  - ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、慎重に状況の聞き取りを行う。又、以下の事項について確認を行う。
    - ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
    - ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
    - ③ サービスを提供した職員の氏名
    - ④ 具体的な苦情・相談内容
    - ⑤ その他の参考となる事項
  - ・ 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を行う。
  - ・ 相談担当者は速やかに、その他の従業員と共同し、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応を検討する。
  - ・ 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
  - ・ 相談担当者が必要であると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
  - ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う)

### (2) 苦情申立の窓口

【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	所在地 神戸市中央区三宮町 1-9-1 電話番号 078-332-5617 受付時間 平日 8:45~17:15 (12/29~1/3 を除く)
【行政機関の窓口】 姫路市 介護保険課	所在地 姫路市安田 4-1 電話番号 079-221-2923 ファックス 079-221-2925 受付時間 平日 8:35~17:20 (12/29~1/3 を除く)
【行政機関の窓口】 高砂市 介護保険課	所在地 高砂市荒井町千鳥 1-1-1 電話番号 079-443-9063 ファックス 079-442-2229 受付時間 平日 8:30~17:15 (12/29~1/3 を除く)
【行政機関の窓口】 加古川市 介護保険課	所在地 加古川市加古川町北在家 2000 電話番号 079-427-9220 ファックス 079-422-1403 受付時間 平日 8:30~17:15 (12/29~1/3 を除く)
【事業者の窓口】 訪問看護ステーション キャンバス	所在地 姫路市八家 1290-1 電話番号 079-280-4581 ファックス 079-280-4582 受付時間 平日 9:00~18:00 (12/30~1/3 を除く)

